

質疑・回答書

告示番号	第201号	件 名	豊中市立東泉丘小学校運動場改修工事
No	質疑事項	回 答	
1	本工事の積算基準は国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 公共建築工事(共通費)積算基準(平成28年12月版)に基づいて積算されていると考えてよろしいですか。	本工事は、公共建築工事積算基準(平成27年版)に基づいて積算するものとしてします。	
2	本工事の積算において、公共建築工事積算基準等資料は平成28年12月版もしくは平成29年度版のどちらに基づいて積算されていますか。	本工事の公共建築工事積算基準等資料は平成27年4月版とします。	
3	「残土処分は公共処分場にて処分すること。」となっていますが公共処分場とは、民間が運営する処分場ではなく、自治体等が出資する法律に基づいて設立された団体が運営する処分場の意味を成すのでしょうか。	残土は、大阪湾広域臨海環境整備センターあるいは(一財)城陽山砂利採取地整備公社にて処分するものとしてします。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp